

# 国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付規程

令和2年5月21日 EIC 第 20521002 号  
一般財団法人環境イノベーション情報機構制定

## （通則）

第1条 国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「施行令」という。）及びその他の法令、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付要綱（令和2年3月31日付け環自国発第2003311号、以下「交付要綱」という。）及び国立公園におけるグランピング等促進事業実施要領（令和2年3月31日付け環自国発第2003311号、以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

## （交付の目的）

第2条 この規程は、法令等の規定に基づき、一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）が行う補助金を交付する事業の手続きを定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、国立公園における上質な宿泊体験、アクティビティ、食事等を組み合わせたグランピング事業等を促進し、高付加価値で多様な宿泊体験の提供に資するとともに、訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることで、インバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

## （交付の対象等）

第3条 機構は前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち補助金の交付の対象として別表第1の第1欄及び第2欄において機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣からの交付の決定額の範囲において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 個人事業主

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 特定非営利活動法人

オ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

カ 地方公共団体の観光協会及び広域観光推進機構

キ 法律により直接設立された法人

ク 民間企業等で構成する協議会、その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て機構が適当と認める者

3 補助事業の実施に要する補助対象経費の区分及び内容は、別表第3のとおりとする。

4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

## （交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
  - 二 別表第2の第1欄に掲げる補助対象経費と第2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄附については、総事業費から控除せず算出することができる。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書（事業実施計画書、事業経費内訳を含む）を機構に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（変更交付申請）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を機構に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の変更交付申請を行う場合において準用する。

（交付の決定等の通知）

第7条 機構は、第5条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定等を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 機構は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税

等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。第6条第1項の変更申請を行う場合においても同様とする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、機構に届け出なければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額の変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
  - ア 別表第3の区分に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
  - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止(廃止)承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、機構の求めがあったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく機構に報告しなければならない。この場合報告の様式は適宜とする。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 九 機構は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書により速やかに機構に報告しなければならない(ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。)。機構は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十一 機構は、補助事業者に補助金を交付するときは、前十号に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。
  - ア 機構は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、

補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付させることができる。

イ 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、機構が別に定める様式による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

ウ 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他機構が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、機構の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、機構が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定等の通知を受けた場合において、交付の決定等の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に機構に書面をもって取り下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第10条 機構は、第8条第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、この交付規程及び交付の決定等の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 機構は、補助金に係る事業の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又はその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

（完了実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第10による完了実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了するときも、その翌年度の4月10日までに様式第11による年度終了実績報告書を機構に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第5条第2項ただし書（第6条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、機構との協議を経て概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算（概算）払請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 機構は、第8条第四号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

一 補助事業者が、法令等又は法令等に基づく機構の処分若しくは指示に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 機構は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 機構は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(事業報告書の提出)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度ごとに年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の本件事業の効果等について、様式第14による事業報告書を環境大臣提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間

保存しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 機構は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って機構に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲のみで使用するとともに、法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年 5月 11日から施行する。

別表第 1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容
<p>国立公園におけるグランピング等促進事業</p>	<p>国立公園内に係る地域で行われるグランピングに係る以下の事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①グランピングを主としたプログラムの開発や高付加価値化に係るコンサルティング、事業計画の策定</li> <li>②テストマーケティングまたはファムトリップの実施等、事業実施に向けて必要な調査</li> <li>③グランピング等の実施に向けた必要資材等の賃借</li> <li>④アクティビティや二次交通の構築等の体験環境の整備</li> <li>⑤インバウンド対応を目的とした、国立公園におけるグランピングに関するパンフレットやホームページ等の情報発信媒体の多言語化キャッシュレス化及び多言語対応を行うための人材の確保及び研修の開催</li> </ul>

別表第2 間接補助対象経費及び交付率

1 間接補助対象経費	2 基準額	3 交付率
<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、社会保険料、雑役務費、資材購入費をいい、内容については、別表第3に定めるものとする）並びにその他必要な経費で機構が承認した経費（地方公共団体が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び社会保険料を除く。）</p>	<p>機構が必要と認めた額</p>	<p>1 / 2</p>



別表第3 業務費の区分と内容

費目	細分	内容
人件費	人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
	旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、交通費、日当及び宿泊に要する経費をいう。
	備品費	概ね単位が5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
	消耗品費	概ね単位が5万円未満の物品や機器であつて、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
	通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
	借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利払等に要する経費をいう。
	会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
	賃金	日々雇用者に対する賃金
	社会保険料	事業を行うために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいう。
	雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。	

国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）  
交付規程様式等

- 様式第 1 交付申請書（第 5 条関係）  
別紙 1 国立公園におけるグランピング等促進事業計画書  
別紙 2 国立公園におけるグランピング等促進事業経費内訳
- 様式第 2 変更交付申請書（第 6 条関係）  
様式第 3 交付決定通知書（第 7 条関係）  
様式第 4 変更交付決定通知書（第 7 条関係）  
様式第 5 計画変更承認申請書（第 8 条関係）  
様式第 6 中止（廃止）承認申請書（第 8 条関係）  
様式第 7 遅延報告書（第 8 条関係）  
様式第 8 遂行状況報告書（第 8 条関係）  
様式第 9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 8 条関係）  
様式第 10 完了実績報告書（第 11 条関係）  
様式第 11 年度終了実績報告書（第 11 条関係）  
様式第 12 交付額確定通知書（第 12 条関係）  
様式第 13 精算（概算）払請求書（第 13 条関係）  
様式第 14 事業報告書（第 15 条関係）  
別紙 事業報告書

注 補助事業の実施期間内において国の会計年度が終了したときは、翌年度以降における各様式の名称を「令和〇〇※<sub>1</sub>年度（△△※<sub>2</sub>年度への繰越分）国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）」と変更して取り扱うこと。

※<sub>1</sub>〇〇は補助金交付年度、※<sub>2</sub>△△は当該年度

一般財団法人環境イノベーション情報機構

理事長 大塚 柳太郎 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(国立公園におけるグランピング等促進事業) 交付申請書

国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）  
交付要綱第4条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり必要書類を添えて申請いたします。

1. 国立公園におけるグランピング等促進事業実施計画書（別紙1）
2. 国立公園におけるグランピング等促進事業経費内訳（別紙2）
3. その他参考資料

事業の名称	*事業内容が表される固有の事業名を簡潔に記載すること。
補助金の交付要望額	*収支予算書の金額と同額にすること。
補助事業の着手及び完了の 予定期日	

(申請者に関する情報)

(ふりがな) 申請者（団体名）	
(ふりがな) 代表者役職・氏名	
(ふりがな) 担当者氏名	*事業実施の担当者（事業の窓口となる方で代表者と同じ所属であること）
担当者所属機関・部署名	

連絡先（TEL）	
連絡先（FAX）	
連絡先（e-mail）	
書類等の送付先	
その他（日中連絡先）	

注1 「3その他参考資料」として、地方自治体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。申請者が地方公共団体以外の者である場合は、以下の①～③に示す書類を添付すること。なお、すでに提出した資料があり、その資料に変更がない場合には提出する必要はない。また、必要に応じて追加書類の提出を求める可能性がある。

①申請者の組織概要

②経理状況の説明書

※ 直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に組織の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、組織の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）

なお、協議会等にあつては事業計画及び収支予算で足りることとする。

③定款や協議会規約等

※ 申請者が個人事業主の場合には、印鑑証明書の原本及び住民表の原本（いずれも発行後3ヵ月以内のもの）を添付すること。

## 国立公園等資源整備事業費補助金

## 国立公園におけるグランピング促進事業実施計画書

事業名	
国立公園名 及び実施地区	

## [本事業の目的]

※訪日外国人利用者の地域での体験滞在の満足度向上のために、本事業をどのような目的をもって実施するのか記載する。

## [本事業の概要]

※本事業の概要（特に上質な宿泊体験、アクティビティ、食事等の提供のために実施する具体的内容）をわかりやすく記載する。

## [環境省主要施策との関連・地域との連携]

※環境省や地方公共団体の協定などの公的な位置づけの活動などである場合は記載する。  
 ※地方公共団体やDMO、観光協会等の理解や協力の見込み、当該地域内の事業者と適切な連携体制の構築の見込みについて記載する。  
 ※生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等に依拠した活動と連携があれば記載する。

## [地域資源の保全および持続的な活用]

※その地域ならではの資源や魅力を活かした事業等、地域経済の持続的な発展に資する事業であれば、その具体的内容について記載する。  
 ※高付加価値のサービス提供等、その地域における多様な宿泊体験の提供に資する事業であれば、その具体的内容について記載する。  
 ※事業内容に自然環境への負荷を低減する取組が記載されている等、環境保全に配慮した事業であれば、その具体的内容について記載する。  
 ※売り上げの一部が国立公園の景観保全に活かされる事業となっている等、良好な自然環境の保全に資する事業であれば、その具体的内容について記載する。

## [目標とする成果]

※本事業の目標（数値目標）及びその達成状況把握の方法を記載する。

[本事業の効果・継続性]

※本事業により期待される波及効果があれば、その具体的内容について記載する。  
 ※活動の継続について見込みを立てており、補助事業終了後も組織として活動を継続する体制がある場合には、その具体的内容について記載する。

[地権者等との調整状況]

※本事業で利用する土地の地権者その他の必要な関係者との調整状況を記載する。

[事業実施体制]

※本事業の実施体制を図など使ってわかりやすく記載する。(別紙を添付してもよい)  
 ※地方公共団体やDMO、観光協会、当該地域内の事業者との連携体制について記載してもよい。

[事業実施スケジュール]

※事業の実施スケジュールを記載する。(別紙を添付してもよい)  
 ※次年度以降の計画がある場合は記載してもよい。

[自然公園法の手続き]

本補助事業の一環として工作物の設置等を実施する場合、自然公園法第10条に規定された国立公園事業に係る手続き、法第20条及び法第21条に規定された特別地域及び特別保護地区にかかる手続き、若しくは法第33条に規定された普通地域における届け出の手続きを要する可能性があるため、本補助事業申請前に必ず、所管する自然保護官事務所等へ照会し、手続きが必要かどうか、また、工作物の設置等に関して留意すべき事項等について確認してください。

確認後記入

注1 事業に関する内容を確認できる、補助事業の実施概要に関する補足資料、工作物等の立面図・配置図、補助事業に関する見積書、法律に基づく登録に係る通知の写し等をできる限り添付すること。(申請時に準備ができない場合、交付申請後追加の提出を求めることがある。)

注2 各記入欄の幅は変更可だが、全体としてA4用紙4枚に収めること。

国立公園等資源整備事業費補助金  
国立公園におけるグランピング等促進事業経費内訳

収入の部	区分	金額 (予定を含む)	備考
	本事業以外の 寄付金その他収入 (A)		
	自己負担金 (B)		
	本事業による補助金の 交付要望額 (C)	0	*算出方法は、交付要望額計算欄を参照
収入合計 (D)		0	事業費合計 (E)と一致する

事業経費					
支出の部	区分	科目	金額	備考	
	業務費	人件費	人件費		
			諸謝金		
			旅費		
			備品費		
			消耗品費		
			印刷製本費		
			通信運搬費		
			借料及び損料		
			会議費		
			賃金		
			社会保険費		
			雑役務費		
			資材購入費		
計			0		
(E) 事業費合計			0		

交付 要望 額 計 算 欄	事業費合計 (E)	寄付金その他の収入 (A)	差引額(F) =(E) - (A)	補助対象経費 支出予定額(E)
	0	0	0	0
(F) と (E) を比較して少ない方		2分の1を乗じる ⇒	交付要望額 (C)	
			0	

## 交付額の算定方法

ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

イ アにより算出された額と間接補助対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た

額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

様式第 2 (第 6 条関係)

番 年 月 日 号

一般財団法人環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和 2 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(国立公園におけるグランピング等促進事業) 変更交付申請書

令和 年 月 日付け E I C 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金 (国立公園におけるグランピング等促進事業) について、下記のとおり交付申請を変更したいので、国立公園等資源整備事業費補助金 (国立公園におけるグランピング等促進事業) 交付規程第 6 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由

注 1 1 の金額欄の上部に ( ) 書きで当初交付決定額を記載する。

注 2 2 の添付書類は、様式第 1 のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙 2 については、変更前の金額を上段に ( ) 書きし、変更後の金額を下段に記載する。

注 3 3 の変更理由は具体的に記載する。



令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金  
（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付決定通知書

補助事業者名 ●●●●●殿

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）については、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、令和 年 月日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付要綱（令和2年3月31日環自国発第2003311号）、国立公園におけるグランピング等促進事業実施要領（令和2年3月31日付け環自国発第2003311号）及び交付規程（令和2年5月11日）に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第5条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金  
（国立公園におけるグランピング等促進事業）変更交付決定通知書

補助事業者 ●●●●●殿

令和 年 月 日付け第 号で変更交付申請のあった国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）については、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、令和 年 月 日付け E I C第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和2年 年 月 日付け第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助事業に要する経費 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助事業に要する経費 金	円	変更後補助金の額 金	円
増減額 金	円	増減額 金	円
- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、令和2年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付要綱（令和2年3月31日環自国発第2003311号）、国立公園におけるグランピング等促進事業実施要領（令和2年3月31日付け環自国発第2003311号）及び交付規程（令和2年5月11日）に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることができる期限は令和2年月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第6条第2項において準用する第5条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

様式第5（第8条関係）

番 号  
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金  
（国立公園におけるグランピング等促進事業）計画変更承認申請書

令和 年 月 日付けEIC第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）の計画を下記のとおり変更したいので、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付規程第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

注2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

番 号  
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金  
（国立公園におけるグランピング等促進事業）中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け E I C 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 4 中止（廃止）後の措置

注 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

年 月 日  
番 号

一般財団法人環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(国立公園におけるグランピング等促進事業) 遅延報告書

令和 年 月 日付けEIC第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）の遅延について報告し、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

注2 「2 遅延に係る金額」については、その金額とともに、事業費の内訳を記載する。

様式第 8 (第 8 条関係)

番 号  
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

令和 2 年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(国立公園におけるグランピング等促進事業) 遂行状況報告書

令和 年 月 日付け E I C 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金 (国立公園におけるグランピング等促進事業) の遂行状況について、国立公園等資源整備事業費補助金 (国立公園におけるグランピング等促進事業) 交付規程第 8 条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助対象経費 の区分	交付決定額 (円)	実施額(円)	遂 行 状 況
事業費			
合 計			

※様式第 8 は参考書式であり、補助事業者は 8 条第六号による報告を求められた場合には、随時必要な項目を報告すること。

様式第9（第8条関係）

年 月 日  
番 号

一般財団法人環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名  
印

令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付けEIC第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）について、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（交付規程第12条第1項による額の確定額）

円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

注 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10（第11条関係）

一般財団法人環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 殿

番 号  
年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金  
（国立公園におけるグランピング等促進事業）完了実績報告書

令和 年 月 日付けEIC第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）を完了（中止・廃止）しましたので、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円（令和 年 月 日 番号）  
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況

（1）補助事業の内容

（2）補助事業の効果

3 補助金の経費実績

別紙のとおり

4 その他参考資料（領収書等含む）



## 経費実績

(単位：円)

交付決定内容		経費実績			(6) 補助金以 外の収入 額
(1) 補助対象 経費の区 分	(2) 補助交付 決定額	(3) 流用増減額	(4) 補助対象経 費の 額 (2) + (3)	(5) 補助金所要 額 =(4)	
事業費					
合 計					

(7) 改 補助金所要額 (5) - (6)	(8) 補助金受領 済額	(9) 過不足額 (8) - (7)	備考

一般財団法人環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(国立公園におけるグランピング等促進事業) 年度終了実績報告書

令和 年 月 日付けEIC第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）の令和年度における実績について、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円（令和 年 月 日 番号）  
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況

※繰越承認を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

3 補助金の経費所要額実績

別紙のとおり

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1) 補助事業 に要する 経費	(2) 交付決 定額	(3) 事業費支 払実績額	(4) 補助金 受入額	(5) 補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6) 補助金所 要額 (2) - (4)

様式第12（第12条関係）

E I C第 号

令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金  
（国立公園におけるグランピング等促進事業） 交付額確定通知書

補助事業者名 殿

令和 年 月 日付けE I C第 号で交付決定した国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）については、令和 年 月 日 付け 第 号の完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定に基づき下記のとおり通知します。

令和 年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 印

記

確 定 金 額 円

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項の規定により令和 年 月 日までに返還すること。

様式第13（第13条関係）

番 年 月 日 号

一般財団法人環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金  
(国立公園におけるグランピング等促進事業) 精算(概算) 払請求書

令和 年 月 日付け E I C 第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金(国立公園におけるグランピング等促進事業)の精算払(概算払)を受けたいので、国立公園等資源整備事業費補助金(国立公園におけるグランピング等促進事業) 交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位：円)

補助対象経費の区分 (事業費)	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払受領額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求額 ①-②

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
- 4 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

様式第14（第15条関係）

番 年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

令和2年度国立公園等資源整備事業費補助金  
（国立公園におけるグランピング等促進事業）令和 年度事業報告書

令和 年 月 日付けEIC第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園におけるグランピング等促進事業）について、交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

別紙 事業報告書を添付する

別紙

国立公園等資源整備事業費補助金

## 国立公園におけるグランピング等促進事業報告書

事業名	
公園名及び実施地区名	
対象年度	

### [本事業の効果及び事業の普及性]

- \* 報告対象年度における本事業による訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度向上に係る目標の達成状況や効果を記載する。
- \* 事業の成果に関する積極的な公表・公開、情報発信の内容及び方法について具体的に記載する。

### [効果的な事業にするための工夫]

- \* 本事業の成果を踏まえ、地域での施策・取組、地域への貢献策（インバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展）等について、報告対象年度に実施した内容を記載する。

注 各記入欄の幅は変更可だが、全体としてA4用紙2枚に収めること。詳細については資料の添付も可とする。

### ※ 本報告書及びその他情報提供について

#### 国際観光旅客税財源により実施した事業の検証・評価の実施

環境省では、国際観光旅客税により実施した事業における訪日外国人利用者数や地域の体験滞在の満足度等に関する検証・評価等の実施を予定しており、本報告書は環境省に提供するとともに、補助事業終了後もその検証等の実施に当たって必要となる資料等の提供を求める場合があります。